



Vol.190

トクちゃん新聞

12月号

ヘンな天気が続きますね



令和5年12月19日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 今年の漢字

徳野



先週12月12日に発表された今年の漢字は「税」。公益財団法人日本漢字能力検定協会が募集し、応募があった147,878票のうち5,976票を集めたとのこと。

「防衛増税」「増税めがね」「定額減税」「インボイス」と税に関する話題が取りざたされたことを反映したようだ、とのこと。15日に会見が行われた大谷君の10年契約では後払い部分が多くなるそうですね。課税は契約時ではなく受取時になると思いますが、そんなことも国民が税を考えるキッカケになったらいいなと思います。



2日遅れて14日に与党の税制改正大綱が発表されました。

法律は国家運営の考え方が反映されるものだと思いますが、今年の改正税法からは「小手先感」を感じます。

国民が税に関心がないわけではないことは、喜ばしいこと。

しっかりした国家ビジョンをもって、必要なものは必要だ、と国民に説明し選挙でその是非を問う、という形になって欲しいと切望します。

パーティ券問題をきっかけに、政治資金規正法の改正にも踏み込んでもらって、根本的な解決をして欲しいですね。

待望・希望の「望」、明快・明白の「明」あたりが「今年の漢字」になる2024年となりますように・・・!



◆ 法人に対する税務調査の実績が公表されました

細川



先日令和4事務年度(令和4年7月～令和5年6月)の法人に対する税務調査の実績が発表されました。概要としては以下の表のとおりとなっています。

○ 実地調査の状況

項目	事務年度等		前年対比
	令和3	令和4	
実地調査件数	千件 41	千件 62	152.3%
申告漏れ所得金額	億円 6,028	億円 7,801	129.4%
追徴税額	億円 2,307	億円 3,225	139.8%
調査1件当たりの追徴税額	千円 5,701	千円 5,241	91.9%

コロナ禍以前は年間9万件以上実地調査が実施されていたので、調査件数としてはまだまだ少ない状況です。

一方で、一件当たりの追徴税額は前年度に比べると減少したものの、非常に高い水準で推移しており、追徴総額はコロナ禍以前を超えている状況です。

大熊が紹介しているAIを活用した調査先の選定の精度が高いのかもしれませんが、法人の中でも「消費税還付法人」「海外取引法人」「無申告法人」に対しては税務署も特に力を入れて対応しているようです。

この調査実績と同時期に所得税の税務調査実績も公開されました。税金への関心の高まりからか、例年よりも報道される機会が多かったように感じています。

出典: 令和4事務年度 法人税等の調査事績の概要 | 国税庁 (nta.go.jp)

◆ 【書籍紹介】プロフェッショナルの条件 一かに成果をあげ、成長するかー

廣島



新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により、いろいろな対応に追われるうち、とにかく最新情報を！ということで、書籍を読む機会がめっきり減り、本当に久しぶりに本を読みました。世の移り変わりがはやいし、書籍の内容は陳腐化するし、インターネットの記事やYouTubeでの情報収集でいいや、と考えがちでしたが、やっぱり本はいい！と思える一冊です。

実は私、ドラッカーを読んだことがなく、今更感もあるし・・・となかなか触れられないでいました。ドラッカーの著作は主なもの30点を超えるそうです。初めて読む人が何を読めばいいのか、(また、ある程度読み終えた人が、次に何を読めばいいのか)というときの道案内として、著者と編訳者の上田惇生氏がまとめられたのが、本書です。

20年程前の著作ですが、内容を古く感じることはなく、過去に学ぶことは多い、と改めて考えさせられます。また、“まだまだできることはある”と、勇気とやる気を与えてくれます。(耳が痛くなるようなことも書いてあります。)

打つ手が無い・・・というような閉塞感を感じている方や、あらためてビジネスとの向き合い方を考えたいという方におすすめです。

とって個人的な感想としては、最近はネット記事などの簡単な文章ばかり読んでいたので、重めな文章を読みこなす力が落ちてるな・・・と思いました。書いて伝えることも大事な昨今、文書を読む力・書く力を養う面でも良い本です。

著者: P. F. ドラッカー 編訳者: 上田惇生 発行所: ダイアモンド社

◆ 税務スケジュール(1月)

喜多



1月10日(水)

・12月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

1月22日(月)

・納期の特例 7月から12月分 源泉所得税の納付

1月31日(水)

- ・12月分 社会保険料の納付
- ・11月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・5月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・2月・5月・8月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人住民税 第4期分の納付(普通徴収)
- ・支払調書及び法定調書合計表の提出(税務署)
- ・給与支払報告書の提出(市役所)
- ・償却資産税の申告(市役所)

◆ 国税庁も「AI」使ってます。

大熊



現在、話題沸騰中の「**AI技術**」。
実は、税務行政の現場でも既に活用されていたりします。

コロナ禍の影響で、税務調査の件数は減っているのに
追徴税額の平均値はむしろ増えている・・という税目もあります。

2017年、国税庁よりAIの活用方針が発表されたのち
2021年には全国の税務署にAIを導入。
2022年より、本格運用が始まっているようです。

■ 「従来のAI」と「生成AI」の違い

特徴	従来のAI	生成AI
主な役割	データ分析・予測	コンテンツ生成
用途	パターン認識・意思決定支援	新しい画像・文章・音声の創造
入力と出力	既存データからの学習・出力	初期入力からの新規データ生成
応用例	ビジネス・医療・金融	クリエイティブ産業・エンタメ

具体的な活用方法としては、
提出された決算書・申告書などのデータベースから
「申告漏れの可能性が高い納税者」をAIが抽出。
そこから実地調査へ移行する・・という流れになります。

国税庁が導入を決定したのは、「**従来のAI**」と思われます。
有用なツールを見極めて、上手く仕事に取り入れていきたいですね。

その成果も、実際の調査実績に表れているようです。

◆ 安全運転管理者制度と酒気帯び確認の義務化について

数内



■ 安全運転管理者制度とは??

「**定員11人以上の自動車を1台以上**」

もしくは「**自動車を5台以上**」保有している事業所において
「**安全運転管理者**」を選任して警察に届け出る必要があり、安全に運転する体制を整えるための制度です。

■ 事業所に課される対応

- ① 運転者に対し、運転前後の酒気帯びの有無を アルコール検知器を使用しての確認
- ② 正常に機能するアルコール検知器の常備
- ③ 確認内容を記録し、その記録を1年間保存

上記に当てはまる事業所について、2023年12月1日より
社内でアルコールチェッカーによる酒気帯び確認が義務化
されることとなりました。

■ 参考URL(警察庁HPより)

[安全運転管理者の業務の拡充等 | 警察庁Webサイト \(npa.go.jp\)](https://www.npa.go.jp/)

■ 対象とされる「事業所」とは??

法人単位ではなく、支店や店舗など**事業所単位**での
判定となります。

◆ 令和5年はどんな1年でした?

岡村



令和5年1月号の新聞には「**一日一日を楽しむ**」
と書いた岡村です。

さて、振り返るとどんな令和5年だったのか...

年始より、娘・息子と一緒にゴルフ打ちっばなしへ(28年ぶり)。
今年も御朱印めぐり。伊勢神宮や高野山へもお参り。
春は桜、秋は紅葉を求めて各地へ。
コロナ中我慢していた「葉加瀬太郎」コンサートや、
大好きな韓流俳優さんのファンミーティングなど復活参加。
子供達も社会人になり、好きに行動できる環境になりました
ので、今後も毎日を楽しんでいきたいと思います。
来年もストレスフリーな時間を過ごせますように!



◆ クイズ

喜多



2024年1月1日以降、**電子帳簿保存法**において
「**電子取引のデータ保存**」が完全義務化されます。
次の①②③は電子取引に該当するでしょうか。

- ① インターネットバンキングを利用した振込等
- ② スマホアプリによる決済
- ③ 取引先とのメール

〈答え〉 ①○ ②○ ③△

③ **取引先とのメール** は全てが電子取引に該当するわけではありません。
本文に取引情報が含まれていない場合や、請求書等のデータが添付されていない場合は、電子取引とはなりませんのでデータの保存義務はありません。